（別紙－２）

〔１〕料金の額

（１）料金の額

料金の額は、別表１に掲げる自動車等の種類に応じ、別表２及び別表３のとおりとする。

（２）通行止めに伴う料金調整

１に定める高速道路（以下「本四道路」という。）の料金の額のうち、通行止めによって本四道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となるインターチェンジで途中流出を行い、当該迂回経路の終点となるインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車が通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、別表２（１）、同表２（２）及び同表２（３）並びに別表３に掲げる再流入後の区間の料金の額から以下の額を控除したものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特　大　車
調整額	１００円	１５０円	１５０円	２００円	３５０円

（注）　本表において、「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別表１の車種区分をいう。

（３）料金の割引

イ　障害者割引

（イ）割引をする自動車

社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１４条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の①又は②の要件を満たすものとして、本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

①　手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの。

②　手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和４８年９月２７日児発第７２５号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がＥＴＣシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成１１年８月２日建設省令第３８号。以下「省令」という。）第１条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。）を利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされたＥＴＣクレジットカード（会社との契約に基づきＥＴＣカード（省令第２条第２項の規定に基づき、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び会社（以下「六会社」という。）が定めたＥＴＣシステム利用規程（平成１７年１０月１日。以下「利用規程」という。）第２条第１号に規定するＥＴＣカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたＥＴＣカードをいう。以下同じ。）又はＥＴＣパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するＥＴＣカードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第２条第１号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

（ロ）　割引率

割引率は５０パーセント以下とする。ただし、割引後の料金の額は、広島県尾道市山波町字大山沖から同市高須町字有江西側までの区間に係るものにあっては、最小単位を１０円とし、１０円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ１０円とし、その他の区間に係るものにあっては、最小単位を５０円とし、５０円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ５０円とする。

ロ　大口・多頻度割引

（イ）割引をする自動車

ＥＴＣコーポレートカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）のいずれかが別に定める約款により、本割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者に対し、当該契約に基づいて三会社のいずれかに届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして三会社のいずれかから貸与されたＥＴＣカードをいう。以下同じ。）を使用して本四道路の広島県尾道市山波町字大山沖から同市高須町字有江西側までの区間を除く全区間の通行料金の納付を行おうとする者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

（ロ）割引率

（イ）に定める区間を通行する利用者の自動車１台ごとの月間利用額（１万円未満を除く。）に対し、割引率は 30 パーセント以下とする。ただし、割引率を乗じて得た割引額に１円未満の端数が生じる場合は、割引額を１円単位に切り捨てる。

ハ　回数券割引

（イ）割引をする自動車等

別表１に定める軽車両等

（ロ）割引率

割引率は、２０パーセント以下とする。ただし、自転車については、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条、第８２条の２及び第８３条に規定する学校並びにその他の学校で会社が指定するものに在学する者が通学のため通行する場合にあっては、５０パーセント以下とする。

二　特定車割引

（イ）割引をする自動車等

次の①又は②の要件を満たす自動車等

①　香川県坂出市櫃石、同市岩黒又は同市与島町に住居等を有する者が使用すると会社が認めて指定する自動車のうち、会社が指定する方法により櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路及び与島管理用出入路若しくは与島パーキングエリアの相互区間、櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から児島インターチェンジまでの区間又は櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から坂出北インターチェンジまでの区間を通行するもの。

②　愛媛県今治市馬島に住居等を有する者が使用すると会社が認めて指定する自動車等のうち、会社が指定する方法により馬島管理用出入路から今治北インターチェンジまでの区間又は馬島管理用出入路から大島南インターチェンジまでの区間を通行するもの。

（ロ）割引率

料金の割引率は、３０パーセントとする。

ホ　ＥＴＣ前納割引

（イ）割引をする自動車

ロの（イ）に定める区間において、ＥＴＣクレジットカード（三会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための三会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社への登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

（ロ）割引率

利用可能額	料金（前払金）	割引率
１０，５００円	１０，０００円	約5パーセント
５８，０００円	５０，０００円	約１４パーセント

ヘ　路線バス割引

（イ）割引をする自動車

大口・多頻度割引の適用を受ける路線バス（道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第４条の規定により許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。ただし、定期観光バスを除く。以下同じ。）で、ロの（イ）に定める区間を通行し、１の路線名及び区間ごとに設置されたバス停留所の概ね８０パーセント以上に停車する自動車。ただし、路線バスでロの（イ）に定める区間のうち櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路及び与島管理用出入路若しくは与島パーキングエリアの相互区間、櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から児島インターチェンジまでの区間又は櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から坂出北インターチェンジまでの区間を通行する場合には会社が指定する方法により通行する自動車。

（ロ）割引率

料金の割引率は、３０パーセントとする。

ト　マイレージ割引

（イ）割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード（いずれも会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための会社への登録がなされている場合に限る。）を使用してロの（イ）に定める区間の通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

（ロ）割引率

① ポイントの付与

ロの（イ）に定める区間の料金の額５０円ごとに１ポイントを付与するものとする。

② ポイントによる割引

会社が別に定める期間内にカードごとに付与されたポイントの累計数に応じて次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額（無料通行分）
１００ポイント	２００円分
２００ポイント	５００円分
６００ポイント	２，５００円分
１，０００ポイント	８，０００円分

③ 弾力的なポイントの付与及び割引

①及び②に定めるほか、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）への貸付料の支払いに支障のない範囲で、弾力的にポイントの付与

又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出する。

チ　本州四国連絡高速道路企画割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、以下のとおり割引を実施することができる。

（イ）割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

（ロ）割引率

割引率は５０パーセント以下とし、企画割引毎に適宜設定する。

（ハ）実施期間

実施期間は企画割引毎に適宜設定する。

（二）適用区間

適用区間については、地域の振興、利用者の利便性、又は利用増進に資するものとし、企画割引毎に適宜設定する。

（ホ）事前の届け出

個々の企画割引毎に上記（イ）から（二）までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出する。

リ　有料道路の料金にかかる社会実験に関する割引

本四道路において社会実験として、以下のとおり料金割引又は料金設定が実施できるものとする。

（イ）割引をする自動車

本四道路の料金に係る社会実験に参加する自動車

（ロ）割引率

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

（ハ）実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する期間を限定する。

（二）適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する区間を限定する。

（ホ）事前の届け出

個々の社会実験ごとに上記（イ）から（二）までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出する。

ヌ　割引相互間の適用関係

（イ）障害者割引を受ける自動車に、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引が重複して適用される場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してこれらの割引を適用する。

（ロ）大口・多頻度割引を受ける自動車に、路線バス割引が重複して適用される場合は、路線バス割引を適用した後の金額に対して大口・多頻度割引を適用する。

〔２〕　特別の措置

〔１〕の（３）のロの（イ）に定める区間に係る〔１〕の料金の額（軽車両等に係るものを除く。）については、会社が別に定める日から当分の間（以下「特別措置期間」という。）は、次のとおり特別の措置をする。

（１）料金の額

特別措置期間における料金の額に対する〔１〕の（１）の適用については、「別表２及び別表３」とあるのは「別表４及び別表５」とする。

（２）通行止めに伴う料金調整

特別措置期間における通行止めに伴う料金調整に係る〔１〕の（２）の適用については、「別表２（１）、同表２（２）及び同表２（３）並びに別表３」とあるのは「別表４及び別

表５」と、
「

車　種	軽自動車等	普　通　車	中　型　車	大　型　車	特　大　車
調整額	１００円	１５０円	１５０円	２００円	３５０円

」
とあるのは
「

車　種	軽自動車等	普　通　車	中　型　車	大　型　車	特　大　車
調整額	１００円	１００円	１００円	１５０円	２５０円

」
とする。

（３）料金の割引
イ　大口・多頻度割引
　特別措置期間における大口・多頻度割引に対する〔１〕の（３）のロの適用については、
「
（イ）割引をする自動車
　ＥＴＣコーポレートカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）のいずれかが別に定める約款により、本割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者に対し、当該契約に基づいて三会社のいずれかに届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして三会社のいずれかから貸与されたＥＴＣカードをいう。以下同じ。）を使用して本四道路の広島県尾道市山波町字大山沖から同市高須町字有江西側までの区間を除く全区間の通行料金の納付を行おうとする者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

（ロ）割引率
　（イ）に定める区間を通行する利用者の自動車１台ごとの月間利用額（１万円未満を除く。）に対し、割引率は 30 パーセント以下とする。ただし、割引率を乗じて得た割引額に１円未満の端数が生じる場合は、割引額を１円単位に切り捨てる。
」
とあるのは、

「
（イ）割引をする自動車
　ＥＴＣコーポレートカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）のいずれかが別に定める約款により、本割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者に対し、当該契約に基づいて三会社のいずれかに届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして三会社のいずれかから貸与されたＥＴＣカードをいう。以下同じ。）を使用して本四道路の広島県尾道市山波町字大山沖から同市高須町字有江西側までの区間を除く全区間の通行料金の納付を行おうとする者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。
（ロ）割引率

月間利用額	割引率
1万円を超え、5万円までの部分	6.9 パーセント
5万円を超える部分	13.8 パーセント

ただし、割引率を乗じて得た割引額に１円未満の端数が生じる場合は、割引額を１円単位に切り捨てる。

なお、機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で（ロ）に定める表を期間を定めて変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出する。

」

とする。

ロ　特定車割引

特別措置期間における特定車割引に対する〔1〕の（３）の二の適用については、（ロ）の「３０パーセント」とあるのは「２５パーセント」とする。ただし、割引率を乗じて得た割引額に１円未満の端数が生じる場合は、割引額を１円単位に切り上げる。

ハ　ＥＴＣ特別割引

（イ）割引をする自動車

〔1〕の（３）のロの（イ）に定める区間において、ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。

（ロ）割引率

割引率は５．５パーセントとする。ただし、割引後の額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て１円単位とする。

二　割引相互間の適用関係

特別措置期間における割引相互間の適用関係に係る〔1〕の（３）のヌの適用については、

「

（イ）障害者割引を受ける自動車に、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引が重複して適用される場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してこれらの割引を適用する。

（ロ）大口・多頻度割引を受ける自動車に、路線バス割引が重複して適用される場合は、路線バス割引を適用した後の金額に対して大口・多頻度割引を適用する。

」

とあるのは、

「

（イ）障害者割引を受ける自動車に、ＥＴＣ前納割引、マイレージ割引又はＥＴＣ特別割引が重複して適用される場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してこれらの割引を適用する。

（ロ）大口・多頻度割引を受ける自動車に、路線バス割引が重複して適用される場合は、路線バス割引を適用した後の金額に対して大口・多頻度割引を適用する。

（ハ）ＥＴＣ特別割引を受ける自動車に、ＥＴＣ前納割引、マイレージ割引、大口・多頻度割引又は路線バス割引が重複して適用される場合は、ＥＴＣ特別割引を適用した後の金額（障害者割引を受ける自動車がＥＴＣ特別割引を重複して受ける場合には、障害者割引を適用した後の金額にＥＴＣ特別割引を適用した後の金額をいう。）に対してＥＴＣ前納割引、マイレージ割引、大口・多頻度割引又は路線バス割引を適用する。

なお、ＥＴＣ特別割引を適用した後の金額に対して路線バス割引の割引率を乗じて得た割引額に１円未満の端数が生じる場合は、割引額を１円単位に切り捨てる。

」

とする。

〔３〕　料金の徴収期間

平成１８年４月１日から平成６２年３月１５日までとする。

別表１　自動車等の種類

車種区分	自動車等の種類	摘　　　　　　要
軽自動車等	イ　軽自動車	道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号。以下「法」という。）第３条に規定する軽自動車をいう。
	ロ　小型特殊自動車	法第３条に規定する小型特殊自動車をいう。
	ハ　小型二輪自動車	法第３条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）であるものをいう。
普通車	ニ　小型自動車	法第３条に規定する小型自動車（ハに該当するものを除く。）をいい、人の運送の用に供するものにあっては、乗車定員が１０人以下のものをいう。
	ホ　普通乗用自動車	法第３条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が１０人以下のものをいう。
	ヘ　けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イ又はロに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引車両の車軸数が１のものをいう。
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量８トン未満かつ最大積載量５トン未満のもので３車軸以下のもの）	法第３条に規定する普通自動車で、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量８トン未満かつ最大積載量５トン未満のもので車軸数の合計が３以下のもの（チ又はルに該当するものを除く。）又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が２のものをいう。
	チ　乗合型自動車（乗車定員１１人以上２９人以下のもので車両総重量８トン未満のもの）	法第３条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供するもの（乗車定員１０人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が２９人以下のもので車両総重量８トン未満のものをいう。
	リ　けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イ又はロに該当するけん引自動車と２車軸以上の被けん引自動車との連結車両及び二又はホに該当するけん引自動車と１車軸の被けん引自動車との連結車両をいう
大型車	ヌ　普通貨物自動車（車両総重量８トン以上又は最大積載量５トン以上のもので３車軸以下のもの及び車両総重量２５トン以下のもので４車軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量８トン以上又は最大積載量５トン以上のもので車軸数の合計が３以下のもの（トに該当するものを除く。）及び車両総重量が車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和３６年建設省令第２８号）第１条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和３６年政令第２６５号）第３条第１項第１号から第５号まで（第２号イを除く。）に定める限度以下で車軸数の合計が４のもの（ヲに該当するものを除く。）並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が３のものをいう。
	ル　乗合型自動車（路線を定めて定期に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が３０人以上のもの又は車両総重量８トン以上のもののうち、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第４条の規定による許可を受けて同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの若しくはこれに類するものとして本州四国連絡高速道路株式会社が認めたもの及び同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同法第２１条第２号の規定による許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの並びに車両総重量８トン以上のもののうち、乗車定員が２９人以下のもので車両の長さ９メートル未満のものをいう。
	ヲ　けん引自動車が普通車、中型車又は大型車（２車軸のもの）である連結車両	二又はホに該当するけん引自動車と２車軸以上の被けん引自動車との連結車両、ト又はチに該当するけん引自動車と１車軸の被けん引自動車との連結車両及びヌ又はルに該当する２車軸のけん引自動車と１車軸の被けん引自動車との連結車両をいう。
特大車	ワ　普通貨物自動車（４車軸以上のもの）	普通貨物自動車で車軸数の合計が４以上のもの（ヌに該当するものを除く。）をいう。
	カ　大型特殊自動車	法第３条に規定する大型特殊自動車でポール・トレーラ以外のものをいう。
	ヨ　乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で乗車定員が３０人以上のもの又は車両総重量８トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）をいう。
	タ　連結車両（その他）	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（へ、リ及びヲに該当するものを除く。）をいう。
軽車両等	レ　自転車	道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２条第１１号の２に掲げる自転車をいう。
	ソ　軽車両	法第２条第４項に規定する軽車両をいう。
	ツ　原動機付自転車	法第２条第３項に規定する原動機付自転車をいう。

別表２　料金の額（通行１回当たり：単位　円）

（１）　神戸淡路鳴門自動車道（神戸西インターチェンジ・鳴門インターチェンジ間）

（軽自動車等）

											神戸西
										布施畑	250
									垂水	250	400
								淡路 淡路SA	2,600	2,700	2,850
							東浦	300	2,750	2,900	3,050
						北淡	400	550	3,050	3,150	3,350
					津名一宮	450	700	900	3,400	3,500	3,650
				洲本	500	850	1,100	1,300	3,750	3,900	4,050
			西淡三原	400	800	1,150	1,450	1,600	4,100	4,200	4,350
		淡路島南	400	700	1,100	1,450	1,700	1,900	4,350	4,500	4,650
	鳴門北	1,300	1,550	1,900	2,250	2,600	2,900	3,050	5,550	5,650	5,850
鳴門	350	1,500	1,800	2,100	2,500	2,850	3,150	3,300	5,800	5,900	6,050

（普通車）

											神戸西
										布施畑	350
									垂水	300	500
								淡路 淡路SA	3,250	3,400	3,600
							東浦	350	3,450	3,600	3,800
						北淡	500	700	3,800	3,950	4,150
					津名一宮	550	900	1,150	4,200	4,400	4,600
				洲本	600	1,050	1,400	1,600	4,700	4,850	5,050
			西淡三原	500	1,000	1,400	1,800	2,000	5,100	5,250	5,450
		淡路島南	500	900	1,350	1,800	2,150	2,350	5,450	5,600	5,800
	鳴門北	1,600	1,950	2,350	2,850	3,250	3,600	3,850	6,950	7,100	7,300
鳴門	450	1,900	2,250	2,650	3,150	3,550	3,900	4,150	7,250	7,400	7,600

（中型車）

											神戸西
										布施畑	400
									垂水	350	600
								淡路 淡路SA	3,850	4,050	4,300
							東浦	400	4,150	4,350	4,550
						北淡	600	850	4,550	4,750	5,000
					津名一宮	650	1,100	1,350	5,050	5,250	5,500
				洲本	750	1,250	1,650	1,950	5,650	5,850	6,100
			西淡三原	600	1,200	1,700	2,150	2,400	6,100	6,300	6,550
		淡路島南	600	1,050	1,650	2,150	2,550	2,850	6,550	6,750	7,000
	鳴門北	1,900	2,350	2,800	3,400	3,900	4,350	4,600	8,300	8,500	8,750
鳴門	500	2,300	2,700	3,200	3,750	4,250	4,700	4,950	8,650	8,850	9,100

（大型車）

											神戸西
										布施畑	550
									垂水	450	800
								淡路 淡路SA	5,350	5,600	5,900
							東浦	600	5,700	5,950	6,300
						北淡	800	1,200	6,300	6,550	6,900
					津名一宮	900	1,500	1,850	6,950	7,200	7,550
				洲本	1,000	1,700	2,300	2,650	7,750	8,050	8,350
			西淡三原	850	1,650	2,350	2,950	3,300	8,400	8,650	9,000
		淡路島南	800	1,450	2,250	2,950	3,550	3,900	9,000	9,250	9,600
	鳴門北	2,650	3,250	3,900	4,700	5,350	5,950	6,300	11,450	11,700	12,050
鳴門	700	3,150	3,750	4,350	5,200	5,850	6,450	6,800	11,950	12,200	12,500

（特大車）

											神戸西
										布施畑	900
									垂水	800	1,350
								淡路 淡路SA	9,600	10,000	10,600
							東浦	950	10,200	10,600	11,200
						北淡	1,350	1,950	11,200	11,600	12,150
					津名一宮	1,500	2,500	3,100	12,300	12,750	13,300
				洲本	1,700	2,850	3,850	4,450	13,650	14,100	14,650
			西淡三原	1,450	2,750	3,900	4,900	5,500	14,750	15,150	15,700
		淡路島南	1,350	2,400	3,750	4,900	5,900	6,500	15,700	16,150	16,700
	鳴門北	4,750	5,750	6,800	8,150	9,250	10,250	10,850	20,100	20,500	21,100
鳴門	1,200	5,550	6,550	7,600	8,950	10,100	11,100	11,700	20,900	21,350	21,900

（２）　瀬戸中央自動車道（早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間）

（軽自動車等）

					早島
				水島	350
			児島	450	700
		与島ＰＡ	1,750	2,100	2,400
	坂出北	2,100	3,900	4,200	4,500
坂出	／	2,200	3,950	4,300	4,600

（普通車）

					早島
				水島	450
			児島	550	900
		与島ＰＡ	2,200	2,650	3,000
	坂出北	2,650	4,850	5,300	5,600
坂出	／	2,750	4,950	5,400	5,700

（中型車）

					早島
				水島	550
			児島	700	1,100
		与島ＰＡ	2,650	3,150	3,600
	坂出北	3,150	5,800	6,350	6,750
坂出	／	3,300	5,950	6,450	6,850

（大型車）

					早島
				水島	750
			児島	950	1,500
		与島ＰＡ	3,650	4,350	4,900
	坂出北	4,350	8,000	8,700	9,250
坂出	／	4,500	8,150	8,900	9,450

（特大車）

					早島
				水島	1,300
			児島	1,550	2,500
		与島ＰＡ	6,600	7,800	8,700
	坂出北	7,850	14,450	15,650	16,600
坂出	／	8,150	14,750	15,950	16,900

（３）　西瀬戸自動車道（今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間）

（軽自動車等）

				生口島北
			因島南	400
		因島北	／	／
	向島	800	／	1,200
西瀬戸尾道	300	1,000	／	1,450

			大島北
		伯方島	600
	大三島	500	950
生口島南	850	1,250	1,750

		今治
	今治北	／
大島南	1,900	2,050

（普通車）

				生口島北
			因島南	500
		因島北	／	／
	向島	1,000	／	1,500
西瀬戸尾道	400	1,250	／	1,800

			大島北
		伯方島	750
	大三島	600	1,200
生口島南	1,100	1,550	2,150

		今治
	今治北	／
大島南	2,350	2,600

（中型車）

				生口島北
			因島南	600
		因島北	／	／
	向島	1,200	／	1,800
西瀬戸尾道	500	1,500	／	2,150

			大島北
		伯方島	900
	大三島	750	1,450
生口島南	1,300	1,900	2,600

		今治
	今治北	／
大島南	2,850	3,100

（大型車）

				生口島北
			因島南	850
		因島北	／	／
	向島	1,650	／	2,500
西瀬戸尾道	650	2,100	／	2,950

			大島北
		伯方島	1,200
	大三島	1,000	2,000
生口島南	1,800	2,600	3,550

		今治
	今治北	／
大島南	3,900	4,250

（特大車）

				生口島北
			因島南	1,500
		因島北	／	／
	向島	2,900	／	4,450
西瀬戸尾道	1,100	3,650	／	5,150

			大島北
		伯方島	2,150
	大三島	1,700	3,500
生口島南	3,200	4,550	6,350

		今治
	今治北	／
大島南	7,050	7,650

（軽車両等）

区間	来島海峡第三大橋	来島海峡第一・第二大橋	伯方・大島大橋	大三島橋	多々羅大橋	生口橋	因島大橋
料金の額	100	100	50	50	100	50	50

（４）　西瀬戸自動車道（広島県尾道市山波町字大山沖・同市高須町字有江西側間）

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金の額	50	150	150	250	580

ただし、上表に掲げる料金の額は、西瀬戸自動車道のうち尾道市高須町字有江西側から同市山波町字大山沖までの区間の通行について本州四国連絡高速道路株式会社が当該自動車から徴収する料金の額と尾道大橋有料道路のうち尾道市山波町字大山沖から同市向東町字蔵本谷奥までの区間の通行について広島県道路公社が当該自動車から徴収する料金の額との合算額とする。

なお、当該合算額にかかる通行区間において広島県道路公社が発行する回数券（尾道市向東町字蔵本谷奥から同市尾崎本町までの区間において軽自動車等、普通車及び中型車について通勤及び通学のため通行すると認められる場合に割引が適用される回数券を除く）を使用して通行する当該自動車から料金を徴収する場合には、当該回数券の発行による割引後の料金の額を徴収する。

（注１）「軽車両等」については、来島海峡第三大橋（愛媛県今治市砂場町二丁目地先から同市馬島まで）、来島海峡第一・第二大橋（愛媛県今治市馬島から同市吉海町椋名まで）、伯方・大島大橋（愛媛県今治市宮窪町宮窪から同市伯方町有津まで)、大三島橋（愛媛県今治市伯方町伊方から同市上浦町瀬戸まで)、多々羅大橋（愛媛県今治市上浦町井口から広島県尾道市瀬戸田町垂水まで）、生口橋（広島県尾道市因島洲江町字白馬口から同市因島田熊町字西浦まで）及び因島大橋（広島県尾道市因島大浜町字大立場から同市向島町立花字大下まで）を料金の徴収区間とする。

（注２）神戸西、布施畑又は垂水から淡路ＳＡを経由して神戸西、布施畑又は垂水までの区間を通行する自動車及び東浦、北淡、津名一宮、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門から淡路ＳＡを経由して東浦、北淡、津名一宮、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門までの区間を通行する自動車について、淡路ＳＡまでの料金の額に淡路ＳＡからの料金の額を加算するものとする。

（注３）早島、水島又は児島から与島ＰＡを経由して早島、水島又は児島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島ＰＡを経由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島ＰＡまでの料金の額に与島ＰＡからの料金の額を加算するものとする。

（注４）料金の額には、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に定める消費税及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に定める地方消費税を含むものとする。

別表３　料金の額（通行１回当たり：単位　円）

（１）　瀬戸中央自動車道（早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間）

（軽自動車等）

							早島
						水島	350
					児島	450	700
				櫃石島	650	1,000	1,250
			岩黒島	550	1,200	1,550	1,800
		与島、与島ＰＡ	600	1,100	1,750	2,100	2,400
	坂出北	2,100	2,700	3,250	3,900	4,200	4,500
坂出	／	2,200	2,800	3,300	3,950	4,300	4,600

（普通車）

							早島
						水島	450
					児島	550	900
				櫃石島	800	1,250	1,600
			岩黒島	650	1,450	1,900	2,250
		与島、与島ＰＡ	750	1,400	2,200	2,650	3,000
	坂出北	2,650	3,350	4,050	4,850	5,300	5,600
坂出	／	2,750	3,500	4,150	4,950	5,400	5,700

（中型車）

							早島
						水島	550
					児島	700	1,100
				櫃石島	950	1,500	1,900
			岩黒島	800	1,750	2,300	2,700
		与島、与島ＰＡ	900	1,700	2,650	3,150	3,600
	坂出北	3,150	4,050	4,850	5,800	6,350	6,750
坂出	／	3,300	4,150	4,950	5,950	6,450	6,850

（大型車）

							早島
						水島	750
					児島	950	1,500
				櫃石島	1,350	2,050	2,600
			岩黒島	／	／	／	／
		与島、与島ＰＡ	／	2,300	3,650	4,350	4,900
	坂出北	4,350	／	6,650	8,000	8,700	9,250
坂出	／	4,500	／	6,850	8,150	8,900	9,450

（特大車）

							早島
						水島	1,300
					児島	1,550	2,500
				櫃石島	2,400	3,600	4,500
			岩黒島	／	／	／	／
		与島、与島ＰＡ	／	4,200	6,600	7,800	8,700
	坂出北	7,850	／	12,050	14,450	15,650	16,600
坂出	／	8,150	／	12,350	14,750	15,950	16,900

（２）　西瀬戸自動車道（今治インターチェンジ・大島南インターチェンジ間）

（軽自動車等）

			今治
		今治北	／
	馬島	900	1,050
大島南	1,000	1,900	2,050

（普通車）

			今治
		今治北	／
	馬島	1,100	1,300
大島南	1,250	2,350	2,600

（中型車）

			今治
		今治北	／
	馬島	1,350	1,600
大島南	1,500	2,850	3,100

（注１）この表は、櫃石島、岩黒島、与島又は馬島を通行できる自動車として本州四国連絡高速道路株式会社が指定したものについて適用する。

（注２）櫃石島とは香川県坂出市櫃石字大浦通に、岩黒島とは同市岩黒字岩黒に、与島とは同市与島町字西方に、馬島とは愛媛県今治市馬島字カメガウラに、それぞれ設置する管理用出入路をいう。

（注３）早島、水島、児島又は櫃石島から与島ＰＡを経由して早島、水島、児島、櫃石島又は岩黒島までの区間を通行する自動車、岩黒島から与島ＰＡを経由して岩黒島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島ＰＡを経由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島ＰＡまでの料金の額に与島ＰＡからの料金の額を加算するものとする。

（注４）料金の額には、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に定める消費税及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に定める地方消費税を含むものとする。

別表４　料金の額（通行１回当たり：単位　円）

（１）　神戸淡路鳴門自動車道（神戸西インターチェンジ・鳴門インターチェンジ間）

（軽自動車等）

											神戸西
										布施畑	200
									垂水	150	300
								淡路 淡路SA	1,850	1,950	2,050
							東浦	200	2,000	2,100	2,200
						北淡	300	400	2,200	2,300	2,400
					津名一宮	300	500	650	2,450	2,500	2,650
				洲本	350	600	800	950	2,700	2,800	2,900
			西淡三原	300	600	800	1,050	1,150	2,950	3,050	3,150
		淡路島南	300	500	800	1,050	1,250	1,350	3,150	3,250	3,350
	鳴門北	900	1,150	1,350	1,650	1,850	2,100	2,200	4,000	4,100	4,200
鳴門	250	1,100	1,300	1,550	1,800	2,050	2,250	2,400	4,150	4,250	4,350

（普通車）

											神戸西
										布施畑	250
									垂水	200	350
								淡路 淡路SA	2,300	2,450	2,600
							東浦	250	2,500	2,600	2,750
						北淡	350	500	2,750	2,850	3,000
					津名一宮	400	650	800	3,050	3,150	3,300
				洲本	450	750	1,000	1,150	3,400	3,500	3,650
			西淡三原	350	750	1,000	1,300	1,450	3,650	3,800	3,950
		淡路島南	350	650	1,000	1,300	1,550	1,700	3,950	4,050	4,200
	鳴門北	1,150	1,400	1,700	2,050	2,350	2,600	2,750	5,000	5,100	5,250
鳴門	300	1,350	1,650	1,900	2,250	2,550	2,800	3,000	5,200	5,300	5,450

（中型車）

											神戸西
										布施畑	300
									垂水	250	400
								淡路 淡路SA	2,800	2,900	3,100
							東浦	300	3,000	3,100	3,300
						北淡	400	600	3,300	3,450	3,600
					津名一宮	450	800	950	3,650	3,800	3,950
				洲本	550	900	1,200	1,400	4,050	4,200	4,400
			西淡三原	450	850	1,250	1,550	1,750	4,400	4,550	4,700
		淡路島南	400	750	1,200	1,550	1,850	2,050	4,700	4,850	5,050
	鳴門北	1,400	1,700	2,050	2,450	2,800	3,100	3,300	6,000	6,100	6,300
鳴門	350	1,650	1,950	2,300	2,700	3,050	3,400	3,550	6,250	6,400	6,550

（大型車）

											神戸西
										布施畑	400
									垂水	350	600
								淡路 淡路SA	3,850	4,000	4,250
							東浦	400	4,100	4,300	4,550
						北淡	600	850	4,550	4,700	4,950
					津名一宮	650	1,100	1,350	5,000	5,200	5,450
				洲本	750	1,250	1,650	1,900	5,600	5,800	6,000
			西淡三原	600	1,200	1,700	2,100	2,400	6,050	6,250	6,500
		淡路島南	600	1,050	1,650	2,100	2,550	2,800	6,500	6,650	6,900
	鳴門北	1,900	2,350	2,800	3,350	3,850	4,300	4,550	8,250	8,400	8,650
鳴門	500	2,250	2,700	3,150	3,750	4,200	4,650	4,900	8,600	8,750	9,000

（特大車）

											神戸西
										布施畑	650
									垂水	550	950
								淡路 淡路SA	6,900	7,200	7,600
							東浦	700	7,350	7,650	8,050
						北淡	950	1,400	8,050	8,350	8,750
					津名一宮	1,100	1,800	2,250	8,850	9,200	9,600
				洲本	1,200	2,050	2,750	3,200	9,850	10,150	10,550
			西淡三原	1,050	2,000	2,800	3,550	3,950	10,600	10,900	11,300
		淡路島南	950	1,750	2,700	3,550	4,250	4,700	11,300	11,650	12,050
	鳴門北	3,400	4,100	4,900	5,850	6,700	7,400	7,850	14,450	14,800	15,200
鳴門	850	4,000	4,700	5,500	6,450	7,250	8,000	8,400	15,050	15,350	15,750

（２）　瀬戸中央自動車道（早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間）

（軽自動車等）

	坂出北	与島ＰＡ	児島	水島	早島
水島					250
児島				350	500
与島ＰＡ			1,250	1,500	1,700
坂出北		1,500	2,800	3,050	3,250
坂出	／	1,600	2,850	3,100	3,300

（普通車）

	坂出北	与島ＰＡ	児島	水島	早島
水島					350
児島				400	650
与島ＰＡ			1,600	1,900	2,150
坂出北		1,900	3,500	3,800	4,050
坂出	／	1,950	3,550	3,900	4,100

（中型車）

	坂出北	与島ＰＡ	児島	水島	早島
水島					400
児島				500	800
与島ＰＡ			1,900	2,300	2,600
坂出北		2,300	4,200	4,550	4,850
坂出	／	2,350	4,300	4,650	4,950

（大型車）

	坂出北	与島ＰＡ	児島	水島	早島
水島					550
児島				650	1,050
与島ＰＡ			2,650	3,150	3,550
坂出北		3,150	5,750	6,250	6,650
坂出	／	3,250	5,900	6,400	6,800

（特大車）

	坂出北	与島ＰＡ	児島	水島	早島
水島					900
児島				1,100	1,800
与島ＰＡ			4,750	5,600	6,250
坂出北		5,650	10,400	11,250	11,950
坂出	／	5,900	10,650	11,500	12,150

（３）　西瀬戸自動車道（今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間）

（軽自動車等）

	向島	因島北	因島南	生口島北
因島南				300
因島北			／	／
向島		550	／	850
西瀬戸尾道	250	750	／	1,050

	大三島	伯方島	大島北
伯方島			400
大三島		350	700
生口島南	650	900	1,250

	今治北	今治
今治北		／
大島南	1,350	1,500

（普通車）

	向島	因島北	因島南	生口島北
因島南				350
因島北			／	／
向島		700	／	1,100
西瀬戸尾道	300	900	／	1,300

	大三島	伯方島	大島北
伯方島			550
大三島		450	850
生口島南	800	1,150	1,550

	今治北	今治
今治北		／
大島南	1,700	1,850

（中型車）

	向島	因島北	因島南	生口島北
因島南				450
因島北			／	／
向島		850	／	1,300
西瀬戸尾道	350	1,100	／	1,550

	大三島	伯方島	大島北
伯方島			650
大三島		500	1,050
生口島南	950	1,350	1,850

	今治北	今治
今治北		／
大島南	2,050	2,250

（大型車）

	向島	因島北	因島南	生口島北
因島南				600
因島北			／	／
向島		1,200	／	1,800
西瀬戸尾道	500	1,500	／	2,100

	大三島	伯方島	大島北
伯方島			850
大三島		700	1,450
生口島南	1,300	1,850	2,550

	今治北	今治
今治北		／
大島南	2,800	3,050

（特大車）

	向島	因島北	因島南	生口島北
西瀬戸尾道	800	2,650	／	3,700
向島		2,100	／	3,200
因島北			／	／
因島南				1,100

	大三島	伯方島	大島北
生口島南	2,300	3,300	4,550
大三島		1,250	2,500
伯方島			1,550

	今治北	今治
大島南	5,050	5,500
今治北		／

（注１）　神戸西、布施畑又は垂水から淡路ＳＡを経由して神戸西、布施畑又は垂水までの区間を通行する自動車及び東浦、北淡、津名一宮、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門から淡路ＳＡを経由して東浦、北淡、津名一宮、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門までの区間を通行する自動車について、淡路ＳＡまでの料金の額に淡路ＳＡからの料金の額を加算するものとする。

（注２）　早島、水島又は児島から与島ＰＡを経由して早島、水島又は児島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島ＰＡを経由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島ＰＡまでの料金の額に与島ＰＡからの料金の額を加算するものとする。

（注３）　料金の額には、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に定める消費税及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に定める地方消費税を含むものとする。

別表５　料金の額（通行１回当たり：単位　円）

（１）　瀬戸中央自動車道（早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間）

（軽自動車等）

							早島
						水島	250
					児島	350	500
				櫃石島	450	700	900
			岩黒島	400	850	1,100	1,300
		与島、 与島ＰＡ	400	800	1,250	1,500	1,700
	坂出北	1,500	1,950	2,300	2,800	3,050	3,250
坂出	／	1,600	2,000	2,400	2,850	3,100	3,300

（普通車）

							早島
						水島	350
					児島	400	650
				櫃石島	600	900	1,150
			岩黒島	500	1,050	1,350	1,600
		与島、 与島ＰＡ	550	1,000	1,600	1,900	2,150
	坂出北	1,900	2,450	2,900	3,500	3,800	4,050
坂出	／	1,950	2,500	3,000	3,550	3,900	4,100

（中型車）

							早島
						水島	400
					児島	500	800
				櫃石島	700	1,100	1,350
			岩黒島	550	1,250	1,650	1,950
		与島、 与島ＰＡ	650	1,200	1,900	2,300	2,600
	坂出北	2,300	2,900	3,500	4,200	4,550	4,850
坂出	／	2,350	3,000	3,600	4,300	4,650	4,950

（大型車）

							早島
						水島	550
					児島	650	1,050
				櫃石島	950	1,500	1,900
			岩黒島	／	／	／	／
		与島、 与島ＰＡ	／	1,650	2,650	3,150	3,550
	坂出北	3,150	／	4,800	5,750	6,250	6,650
坂出	／	3,250	／	4,900	5,900	6,400	6,800

（特大車）

							早島
						水島	900
					児島	1,100	1,800
				櫃石島	1,750	2,600	3,250
			岩黒島	／	／	／	／
		与島、 与島ＰＡ	／	3,050	4,750	5,600	6,250
	坂出北	5,650	／	8,700	10,400	11,250	11,950
坂出	／	5,900	／	8,900	10,650	11,500	12,150

（２）　西瀬戸自動車道（今治インターチェンジ・大島南インターチェンジ間）

（軽自動車等）

			今治
		今治北	／
	馬島	650	750
大島南	700	1,350	1,500

（普通車）

			今治
		今治北	／
	馬島	800	950
大島南	900	1,700	1,850

（中型車）

			今治
		今治北	／
	馬島	950	1,150
大島南	1,100	2,050	2,250

（注１）この表は、櫃石島、岩黒島、与島又は馬島を通行できる自動車として本州四国連絡高速道路株式会社が指定したものについて適用する。

（注２）櫃石島、岩黒島、与島及び馬島とは別表３（注２）の櫃石島、岩黒島、与島及び馬島をいう。

（注３）早島、水島、児島又は櫃石島から与島ＰＡを経由して早島、水島、児島、櫃石島又は岩黒島までの区間を通行する自動車、岩黒島から与島ＰＡを経由して岩黒島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島ＰＡを経由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島ＰＡまでの料金の額に与島ＰＡからの料金の額を加算するものとする。

（注４）料金の額には、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に定める消費税及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に定める地方消費税を含むものとする。